

ろう。上でみたように、障害学と障害者運動はイギリスにおいて必然的に結びつけられている。日本においても、「誰が障害学を担うのか」「障害学と障害者運動との関わりはいかにあるべきか」と問いが存在している。おそらく、これらの問いは簡単に片付けられるものではないだろう。なぜならば、障害学と障害者運動の関係性は一つに決められるものではなく、文脈によって異なるものでありうるからである。そうした中で、政策については、障害学は学知としての役割、障害者運動は実践としての役割を強調する必要があるように思われる。障害者運動は障害者の利益を重視し、比較的短期的な目標を掲げるものであり、これらの点から政策評価を行う。一方、障害学は社会全体の利益といった幅広い視点を持ち、長期的な視点で政策を評価するという立場を取ることができる。たとえば、障害者運動は差別を「問題」として認識し、解決すべき課題としてとらえる。しかし、「差別は本当に問題なのか」と問い、差別問題の深い洞察を行うような障害学の仕事も、長期的に見れば重要である。障害者政策については「何もないところから政策を作る」段階から「今まで制定された政策を評価し、より良いものにしていく」段階までのレベルが存在する。前者を障害者運動が担うとすると、後者を担うのが障害学である。このように、政策について障害学と障害者運動の分業が有益である。こうした分業によって、障害学はより良い障害者政策の発展に貢献することができるのではないだろうか。

#### 参考文献

- Degener, T., 2005, "Disability Discrimination Law: A Global Comparative Approach," Lawson, A. & Gooding, C. eds., *Disability Rights in Europe: From Theory to Practice*, Oxford: Hart Publishing, 87-106.
- 長瀬修, 1999, 「障害学に向けて」石川准・長瀬修編著『障害学への招待——社会、文化、ディスアビリティ』明石書店:11-39.
- 杉野昭博, 2007, 『障害学——理論形成と射程』東京大学出版会.
- 田中耕一郎, 2005, 『障害者運動と価値形成——日英の比較から』現代書館.

#### 参考サイト

- United Nation, "Convention on the Rights of Persons with Disability"  
(<http://www.un.org/disabilities/convention/conventionfull.shtml>, 2009.06.03)

## 環境運動と環境政策

名古屋大学大学院社会学講座専任講師  
青木 聡子

環境問題に向き合う人々が問題解決を志向して政策形成アリーナに働きかけをおこなうとき、大別して次の二つの回路がとられうる。一つは、既存の体制そのものをターゲットとし、体制の外側から刺激や圧力を加えることで要求を通していく回路であり、もう一つは、みずから体制の内側に参入し、政府や企業体の意思決定に関与することによって目的を達成していく回路である。1990年代以降、環境運動の主役が、主に前者の回路をもちい

る対決型の運動団体から後者の回路を重視するアドボカシー型の環境 NPO に移行してきたことを受け、環境社会学では、運動の制度化をめぐる議論が展開されてきた。長谷川は、環境運動の現代的展開を「ファースト・ステージからセカンド・ステージへの移行」と表現し、運動と体制側とのあいだの「コラボレーション」を評価する（長谷川 1996）。さらには、「contentious politics（対決の政治）が、先進産業社会の現実政治においては…（中略）…リアリティを失いつつあるにもかかわらず、社会運動研究者達は繰り返し、contentious politics の幻影を追い続けているのではないか」と疑問を投げかける（長谷川・町村 2004: 20）。一方、寺田は、環境運動が制度化されることで政策決定に対する影響力を増す一方、組織の維持拡大や財源の確保のために運動体が経営体の論理をある程度内面化せざるを得ないことや、体制による包摂（co-optation）によって批判勢力としての純粋性が失われかねないことを指摘し、無条件の制度化に疑問を投げかけている（寺田 1998）。こうした点について、筆者のフィールドであるドイツの環境運動の事例を用いて考えてみよう。

2000 年 6 月、連邦政府と電力業界の間で、国内 20 基の原子炉の段階的停止と英仏への使用済み核燃料の再処理委託の停止とを盛り込んだ基本合意が実現し、ドイツのエネルギー政策は脱原発へと本格的な方向転換を果たした。この基本合意の達成は、1998 年に発足した社会民主党（SPD）と 90 年同盟・緑の党（緑の党）との連立政権の存在抜きには語れず、エネルギー政策の転換の直接的な要因が連邦政府の政権交代であったことは否めない。しかしその一方で、脱原発への潮流の形成のために原子力施設反対運動の積み重ねが不可欠だったことも事実である。

ドイツにおいて原子力施設反対運動が本格化したのは、それまで主流であった訴訟や陳情などの穏健かつ制度的な手段と併せて、座り込みや集会やデモ行進などの直接行動が用いられるようになった 1970 年代半ばのことである。ここに第一の転換点をみることができる。代表的な事例であるカルカー、ヴィール、ヴァッカーズドルフでは、許可が下り建設作業が開始されたものの、地域住民をはじめとする反対派の激しい抵抗に遭い、計画が中止に追い込まれている。これらのほかに着工以前に計画が白紙に戻されたものも含め、1970 年代半ば以降、原子力施設反対運動は連邦各地で数々の計画中止を勝ち取ってきた。

さらに、1990 年代に入ると、原子力施設反対運動は第二の転換点を迎える。原子力問題の「制度化」である。1980 年代半ばまでは原子力反対を唱える政治的な勢力がほとんどなく、反対派は抗議行動を通じて、すなわち議会制民主主義という制度の外側からエネルギー政策の転換を訴えるしかなかった。それが、反原子力運動の追い風を受けて緑の党が勢力を拡大し、1986 年に社会民主党が反原発路線へと転じたのに伴って、脱原発やエネルギー政策の転換という 이슈が政治の舞台で議論される、すなわち議会制民主主義の制度の内側で対応されるようになった。州レベルでは 1980 年代末から社会民主党や緑の党が次々と政権をとり<sup>1)</sup>、1998 年には連邦レベルでも反原子力の政権が誕生した。その政権下で達成された 2000 年の基本合意は、ドイツの原子力施設反対運動が制度にのっとったアプローチによって脱原発という決定的な成果を勝ち取ったことを意味していた<sup>2)</sup>。ヴィール原発反対運動を主導したグループを母体として発足したドイツ環境自然保護連盟（BUND）は、連邦各地の原子力反対運動を支援し続けながら、近年では連邦政府や州政府との協議に参加し積極的に政策提言をおこなうようになった。同じく、ヴィール原発反対運動のなかで活躍した化学者や物理学者が中心となって設立されたエコ・インスティテュートは、政策

提言に加えて連邦政府や自治体当局や企業からの委託研究を引き受けるまでになっている。

こうした流れをふまれば、対決型からアドボカシー型への重心の移行という指摘は、ドイツの環境運動においても大筋では妥当といえよう。ただし、それは、1970～80年代の対決型運動から1990年代以降のアドボカシー型運動へという単純な構図として描かれるものではない。確かに、1970年代から80年代にかけて、原子力施設反対運動の中心は現場での対決型の抗議行動であった。しかし、彼らが同時に自らの要求の代弁者を政治の舞台に送り込み、体制の内側に徐々に参入していったことも事実である。同様に、1990年代以降、環境をめぐる市民活動が活発に展開され、行政との協働も多く見られるようになった一方で、ゴアレーベンでの反対運動やグリーンピースやロビンウッドをはじめとする対決型の活動が社会的なインパクトを保ち続けていることも確かである。

ドイツの環境運動は政治の舞台に代弁者を送り込むことと政治の舞台そのものを外側から刺激することの双方のアプローチで効果的に展開されてきたが、このように運動が複数のアプローチをもつのは環境というテーマに限ったことではない。さまざまなテーマにおいて、運動は、政治の舞台に代弁者を送り込むことと、政治の舞台そのものにその外側から揺さぶりをかけることとを試みてきた。運動の現場がいずれに重点をおくかはテーマにもよるだろう。一方、研究者は、研究対象とする運動と向き合うとき、同時に自らの運動観、社会観とも向き合うことになる。すなわち、どのような運動が望ましいのか（制度の内側に参入するのか、外側から批判し続けるのか）、どのような社会が「健全な社会」なのか（抗議が発生しない社会を安定的にとらえるか、硬直的にとらえるか）に関してスタンスを問われる。ドイツでは、連邦議会が設置した『『市民参加の将来』調査委員会』が、社会運動に関して、1970年代には「政治的＝制度的なルーチンの運営の錯乱要因」とみなされていたが1980年代以降は「政治的諸問題の地震計としてまじめに受け取られるようになった」ことを指摘し、今後も「抗議する人々」との「付き合い方」が重要な課題になるとしている（Deutscher, Bundestag 2003）。公的なセクターとの協働に積極的なNPO・NGOが増加し彼らの活動に対する期待が高まっている今日、政治的＝制度的ルーチンの運営に参画する人々は着目されてしかるべきであろう。ただしその一方で、政治の舞台の外側に身を置く人々が存在し続け、彼らからの刺激が政治の舞台に到達する場合があることも確かであり、その意義をとらえなおすことは、contentious politicsの幻影を追うこととは区別されるはずである。

## 注

- 1) 1988年にシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州でSPD政権が、1990年にニーダーザクセン州でSPDと緑の党との連立政権が、1991年にヘッセン州でSPD政権が、ラインラント・プファルツ州でSPDと自由民主党（FDP）の連立政権がそれぞれ誕生した。1985年にSPD政権になっていたノルトライン・ヴェストファーレン州を合わせると旧西ドイツ側の8州（都市州を除く）のうち5州で、原子力の推進に反対する政党が政権をとっていたことになる。
- 2) この決着はあくまでも発電部門に限ったことであり、発電の際に排出される使用済み核燃料や放射性廃棄物の処理をめぐる問題は未解決のままである。稼働中の原発から排出される使用済み核燃料はその原発の敷地内に30～40年間、一時的に貯蔵されるようになっており、これに対して周辺住民が抗議の声をあげている。さらに、一時的な貯蔵を終えた使用済み核燃料が運び込まれる最終処分場の最

力候補地といわれているゴアレベンでは、現在も激しい反対運動が展開されている。

## 参考文献

Deutscher Bundestag Hrsg., 2003, *Schriftlichenreihe. 11*, Leske+Budlich.

長谷川公一, 1996, 『脱原子力社会の選択——新エネルギー革命の時代』新曜社.

長谷川公一・町村敬志, 2004, 「社会運動と社会運動論の現在」曾良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著『社会運動という公共空間——理論と方法のフロンティア』成文堂, 1-24.

寺田良一, 1998, 「環境 NPO の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』4: 7-23.

## II 書評

### シティズンシップの変容 ——ベンハビブ『他者の権利』を読む——

(セイラ・ベンハビブ『他者の権利——外国人・居留民・市民』法政大学出版局、2006年.)

名古屋大学大学院環境学研究科博士後期課程  
梁 萌

本書は2004年に英語圏で出版され、2006年12月に日本で邦訳出版された。本書の著者、セイラ・ベンハビブはトルコのイスタンブール出身で、イェール大学で哲学の博士号を取得した。討議倫理学を応用したフェミニズム、多文化主義の研究で注目され、その業績と思考が広く認識されている。著者は本書によって、2004年度北米哲学会賞、2005年度アメリカ政治学会ラルフ・バンチ賞を受賞した。

本書では、著者は政治的成員資格に焦点をあてることで、政治共同体の境界線を検証することに努めた。具体的には、カントによって提示された道徳的普遍主義やコスモポリタンの連邦主義、アレントの「権利をもつ権利」、ハーバーマスの討議倫理の構想などを受け継ぎながら、「他者の権利」をめぐる規範的な議論を展開している。

### コスモポリタンの権利

著者は本書において、まずカントのコスモポリタンの権利の原則をめぐる検証から始めた。著者によると、「カントの議論は、境界づけられた共同体を越えた個人のあいだで保たれる道徳的および法的関係に焦点をあてることで、個別の政体の法と慣習的な国際法の双方のあいだに位置づけられる新しい領域を画定するのであった」(邦訳23頁)。

著者によると、カントは今日とは根本的に異なる歴史的関心を持っていたにもかかわらず、一方では難民および庇護の要求に関して、他方では移住に関して、今日の思考を導きうる観点を提示している。著者は、カントのコスモポリタンの連邦主義の伝統に従いながら、境界づけられた共同体における成員資格の重要性を強調し、そこでの「民主的な愛着」の必要を擁護する立場を示しているのである。